**ルールブック２０２４**

W.B.S.が開催するトーナメントは、このルールブックに従い運営される。

ここに掲載されるルール及び解説、マップは「次代の要求・フィールドの変化・法律・条例など」により変更される。

W.B.S.本部はこのルールブック及びマップに則り、公明正大にトーナメントの運営に携わる。

メンバーはこれを、熟読・理解し、トーナメント中はこれを常に携帯しなくてはならない。

ルール及びルール解説の追加・削除が行われた場合は、速やかに各選手に通達する。

通達を受けずに変更されたルールによって、選手が不利益を被った場合、本人の過失がないことを証明すれば、そのルール変更を拒否することができる

※赤文字が前年度と変更になった箇所です。

【第１条：参加資格】

①トーナメントの第一目的は、プロアングラーの育成と相互の親睦を図るものである。更にバスとバスフィッシング、プロバストーナメントの社会的認知を目指すものである。参加できるアングラーは特例を除き、World Bass Society（以下 W.B.S.とする）のプロフェッショナルメンバーのみである。

・プロメンバーには、全権利を有する「ボーター」登録、パートナーとして同船する「ノンボーター」登録がある。

・ノンボーター登録のメンバーは年間成績において、ボーター登録選手とは別枠で成績が発表される。

②プロメンバー（ノンボーター登録メンバーを含む）の参加条件は「18 歳以上、２級小型船舶操縦士以上の資格を有する」者とする（登録外のゲストは例外）。

・18歳以上、２級小型船舶操縦士以上の資格を義務付けるのは、試合中パートナーに不慮の事由が発生した場合、法的・技術的に安全且つ迅速な対応ができると考えるからである。

・日本国籍を持たない等、特別な理由がある場合は本部の要請で出場資格を与える場合もある。

③W.B.S.への入会・更新は強制されるものではない。各自の判断で行ない、入会・更新を行なう際は、最新の団体規約を確認しその手続きを行う。一度入金し入会・更新した後の返金に関して、本部は応じられない。

④ボート所有者は、法令を遵守し、本部から求められた必要書類を提出しなければならない。

【第２条：スポーツマンシップ】

①W.B.S.トーナメントに参加するプロアングラーは、常にスポーツマンとしての精神を持ち、一般アングラーの模範となる行動をしなければならない。

・模範となる行動とは、倫理・道徳心を正しく持ち、環境保全に努めるよう心掛けることである。他に迷惑をかけるような行動は行わず、プロアングラーとしての自覚を持つことが重要。

②他のアングラーやトーナメント参加者以外を排除するような行動は慎み、違反者を見逃さない「正しい態度」を保たなくてはならない。正しい態度とは、ルールおよびレギュレーションを事前に把握し理解していることを前提に、違反者を発見した場合、当人に通告を行い、トーナメント終了時までに本部に報告することである。

・違反者を見逃す、通達を怠たるなどの行為が認められた場合は失格とする。トーナメント中に違反者を発見した場合は、できる限りその場で本人に通告を行ない、帰着後、速やかに本部に報告しなければならない。公式プラクティス時も同様である。

③釣りの最中アングラー同士は、トーナメントの参加・不参加を問わず、当事者間の了解なく30m 以内に近づいてはならない。※河川は除く。以下、河川内定義を参照。

●河川定義
河川については選手当事者間において基本先行者優先であるが、話し合いによる「共有協力（シェア）」エリアとする。

・航行速度内であれば、別船が停止やよりスロー走行をしている場合、追い越し可とする。

④トーナメントの間は、何人からもアドバイスやアシストを受けてはならない。

【第３条：エントリーとエントリーフィーの支払】

1. エントリーは、エントリーフィーの支払、エントリーフォーム送信を、申し込み締切日までに本人が完了させる。

・締切は「締切該当日の24時迄」。これを過ぎた場合、本部は一切応じられない、ただし、エントリーフィーの着金は事務局に連絡した者のみ翌日午前中まで可能。また、エントリーフォームの記載不備等があった場合は、受付を拒否される場合がある。

・一度納入されたエントリーフィーは締切後、払い戻しはされない。また、誤って入金した場合の返金は、手数料を差し引く。例外として、台風や災害級の悪天候時に本部が開催を決定したとき、パートナーとの合意がある場合に限り、出場辞退（エントリーフィーも返金）を当日３日前の時点で受付ける。その場合は、ボーターが本部へ連絡すること。

【第４条：プラクティス】

①オフリミット期間を設ける。プラクティス禁止期間は、トーナメント開催日週の月曜日から２日前（金曜日）までとする。2dayは３日前（木曜日）とする。

・オフリミットとは「立ち入り禁止」の意。W.B.S.でのオフリミットは「練習禁止」という意味も含まれる。ボーター・ノンボーター共に陸からの釣り、情報を得る行為も禁止。

・オフリミット期間中の、トーナメントエリアでの取材、撮影は禁止。

・エリア外での取材、撮影は可。トーナメントエリア内を走行してエリア外に行く場合は、本部への許可を取れば通過のみ可とする。

②プロトーナメントの前日を、オフィシャルプラクティスデイ（公式練習日）と定める。

・オフィシャルプラクティスデイとは、大会当日と同様のルールを用いて行われる練習日のことであり、W.B.S.のコンテストバンド（またはエンジンカバー）装着の義務がある。そのほか、航行や安全に関してはルールブックに記載された規定に従うものとし、違反した場合には試合同様のペナルティーを科し、**そのペナルティーは翌日以降の大会当日に反映される。**

③原則として W.B.S.メンバーとゲスト（登録以外）でエントリーした者は、オフィシャルプラクティスデイに同船できる。

・オフィシャルプラクティスデイはメンバー以外と乗船はできないが、取材等の特別な依頼を受けた場合は、本部許可のもとで乗船できるものとする。

・ここでいうメンバーとは、本年度登録メンバーのみとする。

・オフィシャルプラクティスデイは、トーナメントのパートナーより乗船希望がある場合、これを優先しなくてはならない。

・無許可でメンバー以外と乗船した場合、ペナルティーとして「2㎏マイナス」となる。

④オフィシャルプラクティスの時間は、日の出から日没までとする。

・日没にはマリーナに戻っている事とする。違反者はペナルティーとして「1㎏マイナス」となる。

【第５条：集合・受付】

①トーナメント参加者は、指定された時刻まで入場チェックを受けなければならない。尚、集合時刻に遅れた場合、罰金が科せられる。

・集合時刻はホームページにて案内する。

・時刻は JST（明石標準時）を基準とする。
集合時刻に遅れた場合のペナルティーは以下を参照。

・罰金は１分につき 1000円とする。罰金は遅刻当事者から被害者へ支払われる。支払い方は、一旦本部へ罰金を支払い、そのお金は本部から被害者へと払うものとする。

・最大は 10分以上の遅刻で上限は１万円とする。

・参加予定選手（ノンボーターもしくはゲスト）が、集合時刻から 10 分経過したにもかかわらず連絡が全く取れない場合にはその選手は欠席とみなされ、失格となる。このような状況が発生した際には救済措置として、本部で急遽パートナーを用意し、出船可能とする場合もある。

・遅刻判定の時間考察とは、１秒から 60 秒までを１分の遅刻とする（集合時刻が 5：00 である場合、5：00：01 から5：01：00 までの間が、1000円のマイナスの対象で、時間経過と共に加算されることとなる）。

・組み合わされたチームは連絡を密に取り、集合時刻に遅れないよう互いに努力・協力しなくてはならない。集合時刻に遅れると判断した選手は、パートナーと本部に速やかに連絡しなければならない。これを怠ると失格となる。

【第６条：安全・航行】

①トーナメントをより安全に行うために、アングラーは必ず安全規格を通過した桜マークのあるタイプAの自動膨張式または浮力体入りのライフジャケットを使用する。これらは乗船から帰着後上陸するまで、常に着用を義務付ける。手動膨張は不可。

・乗船時には、ライフジャケットの着用を義務付ける。安全上、ジッパー・ストラップ等は正しく着用し、キルスイッチも必ず装着しなければならない。

②トーナメントエリアには安全上の理由から、安定走行（70㎞以下）、スロー走行（10㎞以下）、及びデッドスロー（7㎞以下）エリアの規定が設けられ、これらの規定を無視して走行した場合、チームに対してペナルティーが科せられる。

・走行規制(速度)に関するものは定義されている区域と、季節や当日の状況によって流動的に設定される区域があり、基本的にスタートエリア、及び港内はデッドスローエリアとされる。

・安定走行の定義は、時速70㎞以下とする。

・スロー走行の定義は、時速10㎞以下とする。

・デッドスロー走行の定義は、時速7㎞以下とする。

・上記指定エリアでは、追い越しの行為は禁止とする。但し、前を走行するチームが許可をすればこの限りではない。

【大会中止・待機について】

①トーナメント当日は気象庁が発表する、会場周辺の警報を基準に待機を行う。

会場地に警報が発表された場合、待機（ディレイ）スタートとする。

ディレイ最長時間は３時間とし、本部が中止の決定を行う。

・スタートした場合には、いかなる場合にも中止にはならない。

1. 台風

トーナメント週間（１週間）に入り、台風の進路予想がほぼ決まるトーナメント３日前に開催の可否を本部が決定し通知する（開催決定後、台風進路変更による中止も有りうる）。

【第７条：禁止事項】

①禁止事項に抵触した者は、その該当日の当日のみ失格となる。

②トーナメント中の携帯電話使用は、主に釣りに関わる情報収集（通話、メール、SNS閲覧・投稿）を禁止とする。やむを得ない場合（以下参照）は許可とする。

・携帯電話使用のやむを得ない場合とは、本部への緊急連絡・許可確認・仕事関連・訃報等である。またそれ以外の事象でも、本部許可のもと可能となるケースがある。

③トーナメント中のアルコール摂取は禁止とする。

・トーナメントに酒気帯び状態で参加はできない。前日、及び期間中の自己管理を求めるものとする。これが明らかとなった場合【第19条の②】と同様の処分とする。

【第８条：タックル及び道具】

①ライブベイト及び餌とみなされるものの使用を禁止する。但し、ポークストリップ・ラインド類は除く。

②ロッドの長さは現状８フィートまでとし、同時に複数のタックルを使用してはならない。

・使用可能なタックルはルアーのみとし、フライは使用できない。ルアーの後方にフライを繋ぐ等のリグは禁止とする。タックル規定に違反すると失格となる。

・現行では８フィートまでだが、変更の可能性がある。また、置き竿を含む2つのタックルを同時に使用すると失格となる。

③複数のルアーを同時に使用することはできない。

・アンブレラリグ（アラバマリグ）は、ルアーおよびフックがひとつである場合は認める。

④トローリングは禁止。ドラッギングは可とする。

・ドラッギングの定義は、必ずエレキを使用する事としエンジンを使用した場合はトローリングとみなされる。

・強風や流れ等の理由でエンジンを使用しての釣りも認められるが、この場合操船者は釣りができないものとする。

⑤ギャフ及びネット類の使用を禁止する。

・ランディングネットは、鯉やキャットフィッシュ等に対応する、または安全のために準備・使用することは認められる。万一、トーナメントの対象魚であるラージマウスバスにランディングネットを使用した場合、その魚は無効となり、直ちにリリースされなくてはならない。これをライブウェルに入れた場合は失格となる。ギャフは魚種を問わず使用禁止。

【第９条：ボート及びモーター】

①ボートは船検に通っていることを前提とし、制限されている馬力以上のエンジンや、船検切れのものは使用できない。オフィシャルプラクティスデイも同様である。

・船検証に記載されている馬力以上の装備は禁止。また、トーナメントエリアに制限がある場合はこれに従う。

・スタート後に何らかのトラブルが生じて、ボートを交換する場合は、スタート地点以外ではこれを認めない。

・交換で持ち込んだボートに関して、再度ボートチェックをオフィシャルに申請しなくてはならない。これを怠ると失格の対象となる。

・ボートの一部にトラブルが生じ故障した場合、本部に許可を得たうえで、対処を認める。但し、ボートを陸にあげての処置はボート交換同様、スタート地点以外では認めない。陸にあがらずに修理ができる場合は、スタート地点以外でも可とする。

・ボート、エレクトリックモーター、モーター（エンジン）を部外者に緊急で修理を依頼したい場合、本部へ許可を得たうえで、協力依頼をすることは可とする。

②エンジンの最小馬力は 70HPとし、船検証・法定備品は確実に装備され、番号等の法律で定められた貼付物は見やすい場所へ貼付しなくてはならない。

・事情により臨航許可である場合でもトーナメント参加は可能である。この場合臨航許可証を提示する。

③W.B.S.のトーナメントに参加するボートは、規定のコンテストバンド（またはエンジンカバー）を装着しなければならない。

・オフィシャルのコンテストバンド（またはエンジンカバー）を、公式プラクティスおよびトーナメントの間、船体のエンジンに必ず装備しなくてはならない。またコンテストバンドは常に船に携行し緊急時には、赤（またはオレンジ）の側を表にして装着する。それによりトラブルの発生を周囲のメンバーに、知らせることができる。

・意図的にトーナメントの最中に外す行為や、不備があった際には、失格となる場合がある。走行中に誤って紛失した場合は速やかに本部に連絡をすること。

④トーナメントに参加する全てのボートは、ボート保険に加入することを本部では強く推奨する。※車両保険と同じ扱いである。

・保険に関して、特に種類は問わないが、事故に対する損害賠償責任に重きをおいたものを推奨する。事故が起きた際に本部は、その責任の一切を免責されるものとする。

・対象となる保険証の写しを年に一度、本部に提出すること。

⑤スタート前に、オフィシャルによるライブウェルチェックを受けなければならない。

【第10条：ライブウェル】

①基本的には 40 リットル以上の容積のあるライブウェルと、水を循環させる為のリサーキュレーターの装備が必須である。

・リサーキュレーターは必須であるが、万一故障した場合、条件を満たした装備での一時的な代用を認める。

・バスを守るために選手は最大限の努力を惜しんではならない。

船外機の使用について

バスボートの船外機に関しては、日本国内の法律に則った物を使用する事とし、霞ヶ浦の自然環境保全、水質浄化、公衆衛生等を考慮し、使用する船外機を４サイクル及び低公害環境配慮型にすることを推奨します。

【第11条：パートナー】

①パートナーは、本部の厳正なる抽選によって決定される。これはトーナメントの信頼性の向上、及び不正防止をはかるためであり、アングラー同士の連帯感や親睦を深めるためである。

・パートナー抽選は公開制とし、希望者は、抽選の日時、及び場所を、事前に本部に確認して見学することができる。

・パートナーは、同シーズン中に同じ者が組み合わされることはないが、不意の欠席等の理由によるチームが編成された場合はこの限りではない。一度決定したパートナーを交代することはできない。

・組み合わせ発表は、申し込み締め切り日から２週間後の水曜日とする。

1. パートナーが決定してから当日までの期間にノンボーターがキャンセルした場合、欠席者はパートナーに対し当日のエントリーフィーを支払うものとする。

・パートナーを失ったボーターに対してはパートナー探しを最大限努めるが、パートナーがみつからなかった場合、出場できなくなる。

・上記の事例と同様のことが２チーム発生した際には、この該当者両名をチームとして急遽組み合わせ、出船可能にする場合がある。

・不慮の事件・事故・急病等で集合時刻前に連絡が入り、更にそのパートナーに非がないと判断された際には、特別救済措置を発動し、オフィシャルスタッフと組み合わせてノンペナルティーで出場できる場合がある。

③パートナーはチェックアウトからチェックイン、更にウェイインが終了するまで共に行動するものとする。

・パートナーの発表後、互いに連絡を密に取り合う必要性がある。遅刻・ルール違反等が発生した際は、チーム内両者の責任になる。

【第12条：禁止エリア】

①立入禁止エリアは、ルールブック及び[マップ](https://www.wbs1.jp/wp-content/uploads/49e896c9f92d08b884db52005886a0bf-scaled.jpg)にて必ず確認し、熟知しなくてはならない。

・立入禁止エリアに関する情報は、ルールブック及びマップ、及び現地で確認し、自らで、特例措置や緊急措置の有無等情報収拾に努めなければならない。

②スタートエリアは基本エリア外とし、イケス、及び漁網等の禁止区域に関しては、マップに定める。※マップPDFを参照ください。

・荒天やエンジントラブル等の理由により、やむを得えず立ち入る場合、コンテストバンドを裏返して装着し、本部に必ず報告しなくてはならない。

・トーナメント中、エリア外・禁止エリアで釣りをした場合は失格となる。

③２日以上の大会では、荒天等の理由で初日のトーナメントが中止となり、その翌日がトーナメントの該当日だった場合、そのエリア内での釣りを全面禁止とする。

【第13条：スタート・帰着】

①トーナメントの安全且つスムースなスタートを行うために、フライトを数回に分けて行う。各フライトのスタート間隔は、１stフライトのスタート時刻にあわせ、以降15分ごとにスタートを行う。

・フライトは基本的に２～３フライトに分けて行なう。参加人数等により変更される事もある。

②スタート前にボート、及びパートナーのチェックを行い、ゼッケンを確認する。スタートは、オフィシャルの号令によって行われる。帰着はゼッケンをオフィシャルが確認したときに完了とする。

③スタート待機エリアに入った選手は、速やかに港内堤防付近に集合待機すること。

④スタートのプレーン位置は、所定の場所から行う。土浦新港の場合、左に灯台、右にケアパレス・ナヴァーレの建物を越えてから。潮来マリーナは所定の位置に設置したブイを越えてからとなる。また原則として船舶は右側通行のため、灯台側からスタートをしてはいけない。

・スタート順を間違えた場合、マイナス1㎏とする。

⑤スタート・帰着共に、遅れた場合にはペナルティーが科せられる。

・帰着は、ゼッケンの提示をオフィシャルスタッフが確認した時刻を帰着時間とする。

・同フライトのチームがスタート地点にほぼ集合しているにも係わらず、明らかに遅れているチームは、フライト順に係わらず各フライトの最後にまわされる。

・帰着に遅れた場合、１分毎に 500g をトータルウエイトからマイナスされ、15 分を超えて遅れた場合は失格となる。

・帰着の遅刻判定の時間考察は、前出 ＜第５条＞と同様とする。

・帰着確認担当のオフィシャルスタッフがスタンバイをする前に、帰着を行なった選手は本部に自ら帰着を申告しなくてはならない。これを怠ると、失格となる。

⑥帰着時の航行では、パートナーがフロントデッキに立つなどの行為を禁止する。

⑦万一のアクシデントや天候の急変等で、ボートによる帰着ができない場合、必ず本部に連絡をとり、対応に努める。

⑧自船での帰着が不可能となり、トーナメント参加中の他船に帰着の協力依頼・要請をすべく携帯電話等で連絡をする際は、事前に本部の許可が必要。これを怠るとペナルティーや失格となる場合がある。

【第14条：ウェイイン】

①トーナメントの順位は、試合期間中の合計重量で決定される。

・検量はオフィシャルの手によって行なわれる。

②対象魚はラージマウスバスに限り、１日５尾の重量によって競われる。キーパーサイズは 30cm 以上とし、本部が使用するオフィシャルのスケール（JIS規格）によって計測される。

・長さの測定法は「バスの口を完全に閉じ、尾を閉じた状態」で規定ラインに触れればキーパーサイズとする。またフィッシュチェックのためにオフィシャルに提出したバスは、フィッシュチェック終了まで選手はその魚体に触れることができない。

・バッグリミットは５尾で、６尾を超えてバスをライブウェル内に入れることは認められない。但し入れ替え作業の時にのみ、ライブウェル内に一時的に６尾のバスを入れることは認められる。これはバスを保護する目的によるものである。

・但し、６尾をキープしたまま２名で釣りを続ける、また移動する等の行為は認められない。ペナルティーの対象となる。

③30cm 未満のバスを持ち込んだ場合、また定数以上のバスを持ちこんだ場合は検量外としたうえで、ペナルティー（１尾につき－500g）が科せられる。

・帰着後ランチング前に、ライブウェル内を再度確認し、キーパーサイズに満たない魚をリリースする事は認められる。但しこの場合、オフィシャルスタッフの確認のもとで必ず行わなくてはならない。

・ウェイイン前に、オフィシャルのスケール（JIS規格）でキーパーを計測したい場合には、ランチング前、帰着スタッフに申告した場合に限り可とする。計測は、港内の湖上にて行うのが原則。また計測は選手が行うものとする。

・帰着後のリミットオーバーのリリースは、それがノンキーパーであってもできない。これを行なうと失格となる。

④ウエイトが記入されたスコアシートに、チームのうちどちらかの確認サイン（自署）が必要である。但し、0gのスコアには不要。

・サインは、そこに記入されたウエイトを確認・了承するもので、選手のサインがない場合、スコアが無効となる。0gのスコアの場合は不要。

・スコアカードの改ざんは、無条件で失格となる。またスコアに書かれたウエイトに異議がある場合、大会の表彰式開始前までにスコアカードの控えを持参し本部へ申告すること。それがなかった場合は記録になる。

⑤他船でのウェイインは、チーム内のどちらか１名が必ず魚と共に、トーナメント参加中の他船に乗りウェイインする。但し、トータルウエイトから 500g のマイナスとする。

・陸路・陸送でのウェイインは認められない。

【第15条 デッドフィッシュ】

①デッドフィッシュに関する判定は以下の通り。またこれを検量に持ち込んだ場合、ペナルティーが科せられる。なお、デッドフィッシュにはビッグフィッシュの権利は与えられない。さらに、デッドフィッシュのみのウェイインは匹数に関わらず認めない。

●デッドフィッシュ定義
・エラを10秒以上動かしていない魚　をデッドフィッシュとみなす
デッドフィッシュの判定は、会長もしくはトーナメントディレクターが行う。
※10秒間で１度でもエラを動かしたらいいというものではない。

・デッドフィッシュに関して、１尾ごとにマイナス500ｇが科せられる。４尾以上をデッドフィッシュとした場合は失格。また、尾数に関わらずデッドフィッシュを出した場合は、課金ペナルティー１万円。

②入れ替え等により本来リリースされるべきバスがデッドフィッシュとなった場合、或いは100％生存が不可能であると判断される状況となった場合、キーパー・ノンキーパーにかかわらず必ずこれを持ち帰り、本部に提出しなくてはならない。これを怠った場合も、ペナルティーが科せられる。

・デッドフィッシュは必ず本人が責任をもって処分する。これは湖中に死魚を残さないための配慮である。万一、キーパーがデッドフィッシュとなった場合は必ずキープし検量対象とする。これを怠るとチームは失格となる。

【第16条：その他】

①その他のペナルティーに関しては、本部がその決定権を持つ。

・基本的に全てのペナルティーに対しては、トーナメントディレクターおよび本部責任者に判断が一任される。しかしトーナメントディレクターおよび本部責任者で判断がつかない場合に限り、必要と思われる人員を協議に加える要請ができる。

・想定外、及び規定外のレギュレーション違反が発生した際は、本部と当該選手間で審議が行われる。

②部外者（大会参加者以外）に協力依頼をする場合
[1]ボート、エレクトリックモーター、モーター（エンジン）を緊急に修理する必要がある

[2]ボートの曳航を依頼、自船で帰着が可能なとき

[3]ボートを曳航し修理地点まで移動する場合

[4]危険回避のため、やむを得ずと判断されたとき

[5]第９条：ボートの交換に関し、交換用のボートをスタート地点に陸送を依頼する場合

①-5　上記（[1]～[4]）の場合、事前に本部許可を得たうえで、できるかぎり詳細に状況を説明･報告しなければならない。緊急の危険回避以外で、無許可でこの行為を行なうと失格となる。

③表彰後、ルール違反になることが発覚した場合、順位の取消および賞金などの返却を求める

・公式ホームページなどでアップした成績等も修正される。

④ゼッケン、マグネットゼッケン、キーナンバー等、本部から渡した備品を紛失した場合には、罰金が科せられる。また、大会当日にルールブック不携帯の場合には、購入するものとする。

・罰金額は巻末の主なペナルティーを参照のこと。

【第17条：タイスコア】

①１位が２チーム以上の場合は、フィッシュオフが行なわれる。フィッシュオフは時間制限など特別に設けられたルールによって開催される。但し、天候やタイムスケジュール等により、本部の判断で、開催が不可能とされた場合、両者優勝となる。

・フィッシュオフを行なう場合にはそれが可能か否か本部により判断される。場合によってはエリアを限定されることもある。

・２位以下にタイスコアが存在する場合は、全て同位とし、フィッシュオフは行なわれない。

・その際、順位に与えられる賞金は折半となり、副賞は同位の者同士で分配方法を検討する。 例えば、２位が同ウエイトで２チームになった場合、２位と３位の賞金・賞品を合わせて両チームに与えるものとする。

【第18条：パッチ＆ウェア】

①W.B.S.プロメンバーは、W.B.S.のオフィシャルパッチを貼付したトーナメントシャツの着用を義務付けるが、トーナメントシャツに関する定義は特にない。

・W.B.S.のオフィシャルパッチを貼付していない場合は、ステージに上がることを拒否される場合がある。その場でオフィシャルパッチを入手し、貼付すればこの限りではない。

②W.B.S.に対して、サポートを行なっていないスポンサーのパッチ・デカルに対する規制は特にないが、トーナメントにかかわる写真・文章・W.B.S.のマーク等を用いて、宣伝・広告をすることはできない。

・これを行なう場合には、その年の最低サポート条件金額に５倍を掛けた金額を該当選手は納入するものとする。無許可でこの行為が行なわれた際、その選手は出場停止処分とされる場合がある。

【第19条：退会】

①選手は各自の意思で、いつでも退会することができる。

・但し、一旦納入された会費等の返還請求は認められない。

②意図的・計画的に不正行為を企てた場合、もしくは不正行為が認められた場合には、本部はその選手の会員資格をはく奪し、強制的に退会させることができる。強制退会処分を受けた選手は、永久追放処分となる。

・永久追放処分を受けた選手は、W.B.S.の過去の成績全てを抹消され、それまでに受けた賞金・賞品の総額に５倍を掛けた金額を慰謝料として本部に支払わなければならない。

・W.B.S.はチームトーナメントで行なわれるため、不正行為に気づきながら報告がなかった際、そのパートナーにも過失の度合いによりこれを適用する。

・当条の処分を受けた選手にはその行為・処分に対する弁明の機会が与えられる。

③メンバーおよびオフィシャルスタッフに対する脅迫行為、スポンサー、及び当会の名誉を毀損、失墜させる言動があった場合も同様となる。

・W.B.S.選手は自分の参加する、そしてW.B.S.が開催するトーナメントのスポンサーを良き理解者･協力者として尊敬の念を擁かなければならない。それが自分自身をサポートしているか否かは問題ではない。

【第20条：パートナーへの制限】

①ボーター＆ボーターというチームが決定された場合、どちらのボートを使用するかは、各自相談の上決定するものとする。

・両者の意見が平行線をたどった場合、コイントス等での決定をすることが望ましい。恫喝等の行為があった際には、出場停止等の措置がとられる。

②トーナメント終了後、他の選手及びパートナーに対し、その釣り場・エリアに関する情報の規制・強制などの言動を、いかなる場合においても禁止する。

・パートナーに対し、エリアに関しての情報・秘密を強制する言動が認められた場合、第19条-②と同様の処分となる。これは双方プロアングラーとしての良識のある言動をとることを常とする。

【第21条：申し立てについて】

①トーナメントに参加し、ペナルティーの疑いをかけられた選手は、表彰式の前の時点で本部に対し、異議を申し立てることができる。明確な違反については異議申し立てをすることはできない。

・選手より異議の申し立てを受けた場合、本部は速やかにこれを受け入れ、関係者より事情聴取を行なう等、疑いを晴らす場面は与えられる。

・裁定は迅速かつ公明正大に行なわれる。全てはジャッジに委ねられる。

・表彰式が始まってしまうとそのトーナメントは成立となる。

・再検討に参加できるのは、要請がない限りトーナメントディレクター及び本人のみである。

②不正を行なったと認定された選手は、たとえそれが無作為であっても、成績は取り消され、賞金･賞品は没収となり、その賞金は、本部に返納される。

・但し上記の場合、順位の繰上げとなる。また、作為的・計画的であったと認定される場合には、出場停止や＜第19 条＞②に規定された強制退会の処分が科せられる。

【第22条：ルールの変更】

①ルールは努力・学習・調査等によって定められたものであるが、トーナメントエリア及びトーナメント当日の状況等によっては、本部の要請で変更される場合がある。それらの決定は本部に一任される。

・法律、条例、異常気象等の理由で、トーナメントエリアや緊急のルール変更等が事前に行なわれる場合は、現状で最良と思われる方法を使用し、各選手に通達される。よって選手は、その機能・伝達方法を理解し使えるよう各々で必ず準備しなければならない。これを怠った場合の連絡不着等の異義に対して、本部は応じられない。

【年間成績について】

①年間成績は、「年間総得点制」とする。
・試合ごとに順位得点を設け、全試合の獲得得点の高い選手が「アングラーオブザイヤー」の称号を得る。同得点の場合、年間総重量の高い方が上位となる。

・得点の方法
1位：40pt　2位：30pt　3位：20pt　4位：15 pt　5位：10 pt　6位：8 pt　7位：8 pt　8位：6pt　9位：6 pt　10位：4 pt　11位～15位：3pt　16位以下　一律2ポイント　ゼロ申告：１pt

・各試合の上位から、上記ポイントを付与する。2dayの試合においては、2日間の総合結果に対し上記ポイントを付与する。

【エリアとスポットについて】

●トーナメント禁止エリアは、利根川／新利根川／横利根川／与田浦／前川および、禁漁区、保護水面。基本として、霞ヶ浦水系全てのエリアに関し水門が設置されている場合はこれを境目とし、くぐってはならないこととする。また、トーナメントでの活きイケスと小屋下を全面禁止。

●霞ヶ浦、北浦ともに通称「ジャカゴ」周辺は、指示のあるところ以外は可能。水生植物などへの対応は、各自のモラルに委ねられる。

●違反者を発見した場合、試合後では対応できない場合もあるので、その場で違反者に通告するか、不可能な場合は、すぐに本部に電話連絡し、本部から本人へ確認を取る方法で対処する。

●土浦新港スタートでは、下図で示す禁止エリア以外の霞ヶ浦全域がトーナメントエリアとなり、潮来マリーナスタートのエリアは、北利根橋までとして霞ヶ浦本湖を除きます。

【土浦新港・周辺図】

【北浦・常陸利根のルール】

・潮来マリーナスタートの北浦戦は、エリアを北利根橋までとする
・北浦山田ワンドの粗朶のみインサイドへの侵入禁止
・北浦戦に関しスタート地点を禁止エリアとする
・矢幡ワンドは、白ポールと白ポールをつないだ線を境に、インサイドはスロー走行
・各禁止・保護区域は禁止（白ポールをつないだ線内）
・白鳥ワンドは下から３つ目の漁港（含む）と岬を結んだ内側は禁止（沖の小屋も禁止）
・神宮橋（橋桁間の狭い橋のみ）はスロー走行（10㎞以下）
・閘門を操作することは禁止
・橋脚、護岸等の工事が行われている場合はこの周辺をデッドスロー・スロー走行区域とする場合がある

【流入河川等における走行規制】

・安定走行（70㎞以下）、およびスロー走行（10㎞以下）区間は原則として全て追い越し禁止。
・洲の野原…安定走行（70㎞以下）、妙義水道…スロー走行（10㎞以下）。
各流入河川は全面スロー走行（10㎞以下）。
・北利根川は安定走行（70㎞以下）。ただし潮来大橋～七ツ目水門（レガッタの安全を考慮）までスロー走行（10㎞以下）。※下図参照
・水路等、水門まわりでは水郷めぐりの舟に充分注意すること。
・レガッタの有無に関わらず、公式練習日および大会当日は下記区間はスロー走行とする。

遊漁承認証（遊漁券）について

W.B.S.では、メンバー全員に茨城県内での内水面での釣りをする場合に遊漁券の購入をお願いしています。地元茨城県の漁協にバスアングラーが遊漁券を購入することで、漁協および漁業者の皆さんに私たちの活動に理解を示していただいています。★販売している遊漁券は「年券」のみです（６,０００円）。購入は大会時、本部テントで可能です。

船舶保険の加入について

ボートを所有するプロメンバーは、「船舶保険の加入」を推奨しています。トーナメントがはじまる前に、これらの加入を済ませたメンバーは、事務局にそのコピーを提出する。

【主なペナルティー】

失格
大会に参加していたことを抹消し、全てのスコアに失格と表記される

集合遅刻
１分につき 1000円の罰金

帰着遅刻
１分につき 500g　 15分を超えると失格

ノンキーパー　リミットオーバー
１尾ごとに 500g

デッドフィッシュ
１尾ごとに500g 4尾以上は失格
課金ペナルティー　尾数に関わらず１万円

他船でのウェイイン
500g

航行規定違反
2000g

無許可で公式プラにメンバー以外と乗船
2000g

公式プラ時日没後のマリーナ帰還
1000g

スタート順の順番間違え・進路妨害
1000g

具体的なペナルティーがない場合
内容によって500g～1000gのマイナスが科せられる

ゼッケン、キーナンバー、マグネットゼッケン紛失
１個　3000円

ルールブック
一冊　5000円